

# 市・府民税の申告

問い合わせ

羽曳野市役所税務課 ☎ 958-1111

## 市・府民税の申告について

平成22年度の市・府民税の申告受け付けを行います。

郵送による提出も受け付けます。

(市・府民税の申告書を郵送している方は、同封のしおりを封筒としてご利用できます。)

○2月16日(火)～3月15日(月)(土・日を除く)

市役所本庁1階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定、児童手当の受給等に申告が必要です。

## ■申告しなければならない人

平成22年1月1日現在、本市在住で次に該当する人(ただし、税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。)

○営業、農業などの事業を営んでいる人

○大工、左官などの日雇いで所得のあった人

○生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人

○家賃、地代などの所得があった人

○給与所得者で ①勤務先から給与支払報告書が提出されない人②給与以外の所得があった人③2か所以上からの給与の支払いを受けていた人

○公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書の送付された人で、平成21年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

## ■お願い

平成18年度から、国税庁の自書申告推進のため、市・府民税申告会場では、1対1の対面式での所得税確定申告の納税相談は行っていません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場他)をご利用ください。

ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、申告受付会場でお預かりし、富田林

税務署へお届けします。

## ■個人の市・府民税(住民税)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が変わります

個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象は、平成11年から18年までに居住開始の方で、税源移譲の経過措置に該当する方に限られていましたが、地方税法の改正により、新たに平成21年から25年に居住開始の方のうち所得税から住宅借入金等特別控除を控除しきれない方につきましても、平成22年度以降の個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象となりました。※次のいずれか小さいほうの額が住民税から控除されます。

・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

・所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)

また、平成11年から18年までに居住開始の方は、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする場合、ご本人が羽曳野市へ市民税・府民税住宅借入金等特別控除申告書を提出する必要がありました。地方税法の改正により、平成22年度分以降、ご本人から羽曳野市への申告書の提出は原則不要となりました。

※この改正により、給与支払報告書(源泉徴収票)や確定申告書に記載された住宅借入金等特別控除に関する項目(「居住開始年月日」や「住宅借入金等特別控除可能額」など)を基に、住宅借入金等特別控除を計算することになりますので、住宅借入金等特別控除に関する項目の記載がもれている場合、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除は適用できませんので、ご注意ください。

※平成11年から18年までに居住開始の方は、新旧制度で控除額が異なる場合(課税山林所得や課税退職所得のある場合など)がありますので、市民税・府民税住宅借入金等特別控除申告書を3月15日までに提出する方法も選択できます。

※平成19年から平成20年までに

居住開始の方につきましては、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。(所得税で一定の配慮がなされています。)

ご不明な点がある方は、市民税担当までお問い合わせください。

問合せ 税務課市民税担当

(内線) 1520・1530

## 税理士による所得税確定申告相談会

※整理券必要

下記のとおり開催します。

LIC はびきの

2/16・19・22・23・26・3/1・2

はびきのコロセアム

2/18・25・3/4

9:30～16:00(12:00～13:00休憩、1日80人限定)

整理券配付日時

2/4・5 コロセアムロビー(コロセアム会場用)

2/8・9 LIC はびきのロビー(LIC はびきの会場用)

各日9:30～12:00(配付完了時点で終了)

対象 事業・不動産賃貸・その他の申告相談

(土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税の相談は除く)

協力 近畿税理士会富田林支部

主催・問合せ 羽曳野市商工会

TEL 958-2331

## ■償却資産の申告はお済みですか?

事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。平成22年1月1日現在、これらの償却資産を所有している法人および個人の方は、2月1日(月)までに申告書の提出をお願いしていましたが、まだ提出されていない方は早急に提出をお願いします。なお、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。

また、申告書が届いていない場合や初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は、文書または電話等で必ずご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税家屋担当

(内線) 1550、1551